# 日本雪工学会 会則

#### 第1章 総 則

第1条(名 称)この会は、日本雪工学会(Japan Society for Snow Engineering)という。

第2条(事務局)事務局は下記に置く。

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル

株式会社毎日学術フォーラム内

#### 第2章 目的および事業

- 第3条(目 的)この会は雪工学に関する学術,技術の振興と交流をはかることを目的とする。 第4条(事 業)この会は前条の目的達成のため次の事業を行う。
  - (1) 調査、研究とその振興。
  - (2) 日本雪工学会誌の発行。
  - (3) 関連ある研究発表会等の主催, 共催, 後援。
  - (4) 内外の雪工学に関する情報ならびに資料の収集,および活用。
  - (5) 雪工学教育の振興と技術の指導。
  - (6) その他,目的を達成するために必要な事業。

### 第3章 会 員

- 第5条(種 別)この会の会員は次の通りとする。
  - (1) 個人会員 この会の目的に賛同し、入会した個人。
  - (2) 団体会員 この会の目的に賛同し、入会した法人または団体。
  - (3) 賛助会員 この会の目的に賛同し、賛助する個人、法人または団体。
  - (4) 学生会員 この会の目的に賛同し、入会した学生。
- 2. (名誉会員) この会の目的達成に多大な貢献をした者,または雪工学に関する学術,技術の進歩,発展に功績が顕著な者には,理事会の議を経て名誉会員の称号を贈ることができる。
- 3. (シニア会員)満70歳以上で、会費に未納の履歴がない個人会員は、本人による申請によりシニア会員の称号を贈ることができる。
- 第6条(入 会)会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を受ける。
- 第7条(会費)会員は細則で定める会費を支払う義務がある。
- 第8条(権利)会員は、その種別によらず以下の権利を有する。
  - (1) すべての会員は、総会における議決権を有する。
  - (2) すべての会員は、学会誌の配布を受ける。
  - (3) すべての会員は、この会の主催する事業に参加することができ、刊行物の入手などに特典を有する。
- 第9条(資格の喪失)会員は次の場合にその資格を失う。
  - (1) 退会したとき。
  - (2) 死亡, または, 法人または団体である会員が解散したとき。
  - (3) 除名されたとき。
- 第10条(退会)会員が退会しようとするときは、会費を完納した上で、退会届を事務局に提出する。

#### 第4章 役 員

- 第11条(役員)この会には次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理 事 30名以内 うち会長1名,副会長2名。 但し,別途大会理事を2名置くことができる。
  - (4) 監事 2名
- 第12条(役員の選任)理事および監事は総会で選任し、会長および副会長は理事会で選任する。

- 第13条(役員の職務)会長はこの会を代表し、会務を総括するとともに、総会、理事会および運営委員会の議長となる。
- 2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- 3. 理事は会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づいて会務を処理する。
- 4. 監事は毎年度末に会計を監査し、これを理事会および総会に報告する。
- 第14条(役員の任期)会長および副会長の任期は2年とし、同一の職については2期までとする。
- 2. 理事の任期は2年とし再任を妨げない。但し、大会理事の任期は1年とし2期までとする。
- 3. 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4. 役員の任期の始期は総会の翌日とし、その終期は翌々年度の総会当日とする。但し、大会理事の終期は翌年度の総会の当日とする。
- 5. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6. 役員は任期終了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第15条(役員の辞任)役員は病気、転職などの事情により、理事会の承認のもとに任期中であっても辞任することができる。

#### 第5章 運 営

- 第16条(理事会)理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の3分の1以上から開催要求があったとき、会長が招集する。
- 2. 理事会は理事現在数の過半数の出席によって成立する。但し、委任状を提出した理事は出席とみなす。
- 3. 理事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決める。
- 4. 理事会は通信によって行うことができる。その成立に関しては、回答をもって出席者とみなし第2項を適用する。議決に関しては第3項を適用する。
- 第17条(総会)会長は毎年1回総会を招集する。
- 2. 総会は会員の半数以上の出席によって成立する。但し、委任状を提出した会員は出席とみなす。
- 3. 会員は各1票の議決権をもつ。
- 4. 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決める。
- 第18条(会計年度)この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第6章 会務委員会

- 第19条(運営委員会)この会には、学会事業の企画と円滑な運営を図るため運営委員会を置く。
- 2. 委員会は、会長、副会長、会務委員会委員長、並びに、会長の指名する若干人で組織する。第20条(会務委員会)この会には会務運営のため、次の会務委員会を置く。
- (1) 総務委員会 総会・理事会,会則・規定,組織,会員管理に関する事項を行う。
- (2) 編集委員会 学会誌、その他出版物の編集発行を行う。
- (3) 学術委員会 学術論文・技術論文の審査、論文集の編集・発行等、学術に関する事項を行う。
- (4) 経理委員会 出納会計の管理,収支決算,財産の管理等を行う。
- (5) 事業委員会 学会行事および共催、後援事業等の企画・運営・渉外に関する事項を行う。
- (6) 広報委員会 ホームページの維持・管理,運営等,この会の広報に関する事項を行う。
- 第21条(会務委員会の設置・組織)会務委員会の設置・廃止は総会の議決による。
- 2. 委員会は会員をもって組織する。
- 3. 会長は理事の中から委員長を選任し理事会の議を経て委嘱する。
- 4. 委員長は副委員長および委員を会員の中から選出し、理事会に報告する。
- 5. 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等のある時には、その職務を代行する。
- 6. 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

#### 第7章 研究委員会

第22条(研究委員会)この会には専門分野に関する調査、研究を推進し、成果を会員に還元する

ために研究委員会を置くことができる。

- 2. 委員会の運営, 構成, 経理等は研究委員会規定による。
- 第23条(研究委員会の設置・組織)研究委員会の設置・廃止は理事会の議決による。
- 2. 委員会は原則として会員をもって組織するが、必要に応じて会員外からも選出できる。
- 3. 委員長は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 4. 委員長は副委員長および委員を原則として会員の中から任命し、理事会に報告する。
- 5. 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等のある時には、その職務を代行する。
- 6. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第8章 支 部

第24条(支 部)この会には、総会の議を経て、支部を置くことができる。

2. 支部の運営,構成,経理等は支部規約による。

# 第9章 雑 則

第25条 (改 定) この会則は総会の議決により改定する。

### 付 則

この会則は平成16年11月15日より実施する。

(平成21年6月22日改定)

(平成24年6月23日改定)

(平成26年6月2日改定)

(平成27年5月30日改定)

(平成28年6月5日改定)

(平成29年6月2日改定)